

平成23年第4回竜王町議会定例会（第2号）

平成23年12月9日

午後1時00分開議

於 議 場

1 議 事 日 程（2日目）

- | | | |
|-------|-------|--|
| 日程第 1 | 議第59号 | 竜王町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例 |
| 日程第 2 | 議第60号 | 竜王町霊園建設審議会条例を廃止する条例 |
| 日程第 3 | 議第61号 | 竜王町消防団の設置等に関する条例および竜王町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 4 | 議第62号 | 平成23年度竜王町一般会計補正予算（第6号） |
| 日程第 5 | 議第63号 | 平成23年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号） |
| 日程第 6 | 議第64号 | 平成23年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第3号） |
| 日程第 7 | 議第65号 | 平成23年度竜王町学校給食事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 8 | 議第66号 | 平成23年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 9 | 議第67号 | 平成23年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第10 | 議第68号 | 平成23年度竜王町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第11 | 議第69号 | 平成23年度竜王町水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第12 | 議第70号 | 平成22年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第13 | 議第71号 | 平成22年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について |
| 日程第14 | 議第72号 | 平成22年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）歳入歳出決算認定について |
| 日程第15 | 議第73号 | 平成22年度竜王町老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第16 | 議第74号 | 平成22年度竜王町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について |

- | | | |
|--------|---------|---|
| 日程第 17 | 議第 75 号 | 平成 22 年度竜王町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
について |
| 日程第 18 | 議第 76 号 | 平成 22 年度竜王町介護保険特別会計歳入歳出決算認定に
ついて |
| 日程第 19 | 議第 77 号 | 平成 22 年度竜王町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
認定について |
| 日程第 20 | 議第 78 号 | 町道路線の変更について |
| 日程第 21 | 請第 2 号 | 障害者総合福祉法（仮称）の制定を求める国への意見書の提
出を求める請願書 |

2 会議に出席した議員（12名）

1番	小森重剛	2番	竹山兵司
3番	若井敏子	4番	岡山富男
5番	山田義明	6番	内山英作
7番	貴多正幸	8番	古株克彦
9番	松浦博	10番	西村公作
11番	菱田三男	12番	蔵口嘉寿男

3 会議に欠席した議員（なし）

4 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	竹山秀雄	代表	監査委員	吉田定男									
副町	長	青木進	教	育	長	岡谷ふさ子								
会計	管理者	布施九藏	総	務	政策	主	監	川部治夫						
住民	福祉	主	監	山添登代一	産	業	建	設	主	監	小西久次			
総	務	課	長	松瀬徳之助	政	策	推	進	課	長	杼木栄司			
生	活	安	全	課	長	若井政彦	住	民	税	務	課	長	田中秀樹	
福	祉	課	長	吉田淳子	健	康	推	進	課	長	奥浩市			
産	業	振	興	課	長	兼	井口和人	建	設	水	道	課	長	村井耕一
農	業	委	員	会	事	務	局	長	学	務	課	長	市田太芽男	
教	育	次	長	赤佐九彦	生涯	学	習	課	長	心得	田邊正俊			

5 職務のため議場に出席した者

議	会	事	務	局	長	福山忠雄	書	記	白井由美子
---	---	---	---	---	---	------	---	---	-------

開議 午後1時00分

○議長（蔵口嘉寿男） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は、12人であります。よって、定足数に達しておりますので、これより平成23年第4回竜王町議会定例会を再開いたします。

これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

これより、議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 1 議第59号 竜王町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例**

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第1 議第59号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第1 議第59号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（蔵口嘉寿男） 起立全員であります。よって、日程第1 議第59号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 議第60号 竜王町霊園建設審議会条例を廃止する条例

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第2 議第60号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第2 議第60号を原案のとおり決することに

賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（蔵口嘉寿男） 起立全員であります。よって、日程第2 議第60号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 3 議第61号 竜王町消防団の設置等に関する条例および竜王町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例**

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第3 議第61号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第3 議第61号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（蔵口嘉寿男） 起立全員であります。よって、日程第3 議第61号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 4 議第62号 平成23年度竜王町一般会計補正予算（第6号）

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第4 議第62号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。2番、竹山兵司議員。

○2番（竹山兵司） 議第62号、平成23年度竜王町一般会計補正予算（第6号）について質問をいたします。

平成23年12月6日、竜王町議会定例会提出議案説明資料の7ページの上から2行目、下水道特別会計繰出金（公共下水道）の減額3,803万2,000円の内訳について伺います。

お聞きいたしますと、この減額は琵琶湖流域下水道精算金で、平成18年度から22年度までの5年分で、この中に人件費が含まれていて、退職者ではなく異動によるものであると12月6日の全員協議会の席上で聞きました。

そこで、5年間の各年度別の金額および人件費と、主に技術を専門とされる職員さんなのか、事務職の職員さんであるかの区別、および異動先の部署を教えてください。お聞きします。

2問目、また同じく議案説明資料の同様の7ページの上から8行目、減債基金積立金1億3,000万円について伺います。厳しい行財政の中から、どのようにして1億3,000万円を捻出されたのですか。また、現在の積立金額を教えてください。以上2点、よろしくお願いします。

○議長（蔵口嘉寿男） 村井建設水道課長。

○建設水道課長（村井耕一） 竹山議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

流域下水道の6期計画の償還金でございますけれども、これにつきましては平成18年度から22年度の琵琶湖流域下水道湖南中部処理区におきます建設等にかかります負担金の余剰金の精算金の返還でございます。5年間の個々の金額ではなしに、5年間まとめた最終の金額の償還ということでございますので、ご理解をお願いしたいなど、このように思います。

それから、人件費の件でございますけれども、当初予算につきましては当時の平成22年度の時の職員の人数で予算を立てておりますので、これの異動によります減額でございます。事務職が減になったということでございます。以上、お答えとさせていただきます。

○議長（蔵口嘉寿男） 松瀬総務課長。

○総務課長（松瀬徳之助） 竹山兵司議員の質問にお答えをいたします。

減債基金の残高（現在高）と、それと今回補正で1億3,000万円計上させていただいております財源はという話でございます。まず、減債基金の残高でございますけれども、平成22年度決算段階での残高でございますけれども、1億5,227万7,607円でございます。

今回、補正予算によりまして1億3,000万円計上させていただくということでございますが、今回上程をさせていただいております決算におきまして、一般会計の決算額でございますけれども、剰余金といいますか、実質収支額が2億6,000万円ほどございます。これは、翌年度へ繰越金というふうな形で持ち越されるわけでございますけれども、この繰り越しの額の2分の1相当額を将来の公債費の償還等、そういったものに充てる財源といたしまして基金積み立てをしようということで2分の1、1億3,000万円を基金の方へ積み立てさせていただくということで、財源といたしましては前年度からの繰越金ということでござ

います。以上、説明とさせていただきます。

○議長（蔵口嘉寿男） 2番、竹山兵司議員。

○2番（竹山兵司） 質問を終わります。

○議長（蔵口嘉寿男） ほかに質疑はありませんか。3番、若井敏子議員。

○3番（若井敏子） 議第62号、一般会計補正について3点の質問をしたいと思います。どれも人事院勧告に関する質問です。

まず1点目ですけれども、今回の一般会計の補正予算の中には、人事院勧告に基づく減給が反映されているという説明がありました。その中で、当局の説明によりますと、平成14年からマイナス勧告が始まって、今まで9年間のうち7年間はマイナス勧告で、そのうち2年間は勧告がなかったのだということでありませぬ。

それで、例えば今55歳の職員さんで考えますと、46歳からマイナス勧告が始まったことになるわけですけれども、平成14年以降今日まで、毎年毎年マイナス勧告があつて、定期昇給というのですか、給与のランクが変わっていくことで一定の昇給もあるのかなと思うのですけれども、そういうのと両方相殺すると、例えば今55歳ぐらいの職員さんの場合で、平成14年から今日まで本俸としてどのくらいアップされているのか、アップがないのかも知れないのですけれども、給料というのはどうなっているのかということについてのご説明をいただきたいと思ひます。

2つ目は、今回の政府の考え方といひますか、もともと公務員というのは労働争議などを起こすことができないので、人事院勧告という形で国がいろいろ調査した結果を示すものに基づいて、市町村もそれに準拠するような形で給与を決定していく形になっているわけですけれども、今年についてはそうじゃなかったのですね。6月ごろから給与法の改正案というのが閣議で決定されるという経過を踏んでいます。

そのことについては、国会の議論の中でも憲法違反ではないかと、自民党も憲法違反だという言い方をして、憲法違反ではないのかという話が出ているわけですけれども、このことについてどういうふうに認識をしておられるのかということをお伺ひしたいと思ひます。

3つ目ですけれども、例えば給料が減らされる場合、一般の会社でもそうですし公務員でもそうだと思うのですけど、何か失敗をしたりすると給料を減らされるということがありますよね、減給。例えば今まで竜王町で言えばいろいろな不

祥事の責任を取って町長が3カ月給料を減らしたとかいうことがありましたしね、何か悪いことをしたときに責任を取る形で給与が減らされるということは一般的にはあることだと思うのです。竜王町の職員さん、何か悪いことをしたのかなと思うのですね、これだけ年々引き下げられていくと。今回でいえば、本当に公務員というのはバッシングを受けながら、「お前ら、給料たくさんもらっている」みたいな話がいっぱいある中で、公務員の仕事というのは本当に大事な仕事で、それぞれ思いを込めてその仕事に従事されているわけですから、悪いことをしたわけでもないのに給料が毎年毎年減らされるというのは、どうしても私は納得のできないところなんです。

それで、町長にぜひお伺いしたいのですけれども、町長自身も町の職員さんといっしょに仕事をしてこられて、今年が任期の最後の年になるわけですが、この3年半、職員さんといっしょに仕事をしてこられて、職員さんに非常に助けられているというか、職員さんのおかげで町長自身の仕事も十分できていくのだというふうに思いますと、ひとりではもちろん何もできないわけですから、本当に、そういう状態であるにもかかわらず給料が削減されていくことというのは、きっと痛みに耐えられないような思いがあるのではないのかなと思うのですけれども、その辺は町長、どうですかということを3つ目にお伺いしたいと思います。以上3点です。

○議長（蔵口嘉寿男） 松瀬総務課長。

○総務課長（松瀬徳之助） 若井敏子議員の質問にお答えをいたします。

まず、人勸の影響ということで、55歳を例にとってというふうなご質問をいただきました。平成14年に遡ってというのは、今、資料を持ち合わせませんのであれですけど、今回の人勸の影響というところで仮に見てみますと、定期昇給が率で0.34%のアップでございます。そこへ人勸のカット、平均0.23と言っておりますけれども、0.44%の削減ということで、その時点で定期昇給を上回る削減というふうなことになろうかなと思います。

ちなみに、国の方が示しております人勸の14年度からの影響額、単純に各年度の影響額を足したわけですが、年間54万円余りの削減、14年度からの影響額をみてみますと、そのぐらいになろうかなというふうに考えております。

それと人事院勧告、国家公務員が人勸を実施しないという話でございますけれども、国の法案が臨時会の閉会によって流れてしまうというふうな形でございますけれども、地方公務員につきましては地公法の中に国とか他の地方、民間事業、

こういったところとの給与の均衡というふうな形で給与を決めなければならないというふうなことが定められております。国におきましては人事院、そして県におきましては人事委員会が設けられておりまして、そして人事委員会におきましては民間企業の平均給与を調査をいたしまして、その結果、0.23の乖離が生じるということで、0.23%のマイナス勧告というふうなことであります。

国においては法案の方が通っておりませんので、完全実施をされないわけですが、地方の場合につきましては、特に竜王町の場合は人事委員会も設けておりませんので、国の人事院勧告に準じて給与を見直していくというのが、地公法にも照らし合わせた対応かなというふうに考えております。

これまでも竜王町の場合は、人事院勧告の遵守というふうな形での流れの中で対応をいたしておりますので、今回もそういう対応を取らせていただいたということでございます。以上、回答とさせていただきます。

○議長（蔵口嘉寿男） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 若井議員さんのご質問でございますけれども、私は基本的に、やはり給与というものは簡単にいじれるものではない、これが基本的な考えであります。そして、竜王町は人事院の人勧に準拠するということができているわけでありましてけれども、この勧告もやはりそれなりの根拠をもってしてのことでございますので、準拠するという考え方、これは間違いではないというのも私の基本的なところでございます。

いずれにいたしましても、竜王町がこれを実施する場合には、やはり職員組合の皆さん、これが職員の代表でもございますので、何回も何回も話し合いをさせていただいて理解を求めます。そのうえで実施と、これも基本だという具合に考えております。以上、私の姿勢を申し上げまして、回答とさせていただきます。

○議長（蔵口嘉寿男） 3番、若井敏子議員。

○3番（若井敏子） 心が痛まないのかという質問をしているのです。町長に言わせると、心が痛まないというふうに言われたと理解してよろしいのでしょうか。

私は、本当に何度も言いますけれども、悪いことをして給料を下げられるのなら分からないことないのですけれども、頑張って、頑張って仕事して、今年なんかだったら震災もあって、今まで以上の仕事が回ってくることになったでしょうし、財政が厳しい中でいろいろ知恵を絞らなければならない案件もいっぱいあったのではないのかなというふうに思うわけで、そういうふうに思うと、本当に苦労させているというふうに町長自身は思っておられるのかなと思って、そういう

思いを今日は吐露してもらえれば、また職員さんも頑張れるのかなというふうに思って質問しているのですが、そういう話もないまま「国に準拠するのは私の姿勢だ」というふうに言われてしまいますと、それはちょっと違うのと違うのかなという気がしますし、これでは来年の選挙は難しいですね。

そこでお伺いしたいのですが、実施するにあたっては、何回も何回も組合と話し合いをしたと、いつ、何時間話し合いをされたのか、教えてください。

○議長（蔵口嘉寿男） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 今、若井議員さんからご指摘のありました内容ですけども、この労働条件の話し合いをする以上に、組合の役員、執行委員長ほか三役の皆さんとはそれなりに、必要なときに労働条件もあわせながらいろいろと職場の改善、あるいは仕事の適正ほか話し合いをさせていただいております。

その中で給料・待遇的なことも常時話をさせていただく。それがなければ、こういった中での労働条件、特に給料ですけれども、話し合いの中でなかなか理解も求められないということではなかろうかなと思っております。

今回の交渉の中では、直接の担当の者を含めまして3回交渉を持たせていただいております。

○議長（蔵口嘉寿男） 3番、若井敏子議員。

○3番（若井敏子） 3回は、何回も何回もというのは、3回でも「何回も、何回も」と言えるのでしょうかね。私が質問したときに応えられたのは、人勧の関係で実施するには、組合と何回も何回も話し合いをしたというふうにおっしゃったから質問したわけですけども、質問した答えに対しては、この問題だけでなくいろいろなことを何回も何回も話をしているというふうにすり替えられて、そして結局、3回だというふうにおっしゃる。これは誠実ではないですよ。やはり、「いつ話し合いをしたのですか」と聞いているわけですから、いつ、何時間ぐらいの話し合いをしたのかと、中身は何なのか、人勧について聞いているわけですから、人勧以外のことはそれまでにいろいろやっておられるというのは聞きました。それも含めて3回ではないでしょう。人勧の問題で3回でしょ。

「人勧の問題について何回も何回も話し合いをした」というのは、いつ、何時間話し合いをされたのかを言ってくださいという話をしているわけですから、それに答えてください。

○議長（蔵口嘉寿男） 松瀬総務課長。

○総務課長（松瀬徳之助） 若井敏子議員の質問にお答えいたします。

町長が申されましたように、人勧につきましては職員組合の方と3回の交渉を持っております。11月16日、2時間ほど持っております。

日付けにつきましては今、16日しか見つからないのですが、2回は私とさせていただいております。そのあと特別職の方ということでしておりますので、日付けは16日しかわかりませんが、3回はやっておりますので、回答とさせていただきます。

○議長（蔵口嘉寿男） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 回数の件でありますけれども、私は今回だけが交渉の場、その回数をということなんでしょうけれども、ずっと就任させていただきましてから今まで、組合とは先ほど申し上げましたような内容で繰り返し話を進めさせていただきました。その中でいろいろと解決点をお互いに見出してきたというのが、竜王町の今の人勧を受け、あるいは給与を決める、その推移でございます。付け加えさせていただきます。

○議長（蔵口嘉寿男） ただいま若井敏子議員から質問がございました日付けと時間については、後ほど報告をいただきたいと思えます。

ほかに質疑はありませんか。6番、内山英作議員。

○6番（内山英作） 平成23年度一般会計補正予算の関係で、債務負担行為の補正で地域福祉計画の策定業務があげられております。市町村の地域福祉計画の策定については、社会福祉法および厚生労働省の社会援護局の市町村地域福祉計画および滋賀県地域福祉計画支援計画の策定について、これによって平成14年から今日まで実施されているところでございます。

そういう中で、竜王町におきましても、今度、地域福祉計画を策定されるということで、この地域福祉計画の目的を1点お伺いしたいのと、もう1つ、3年前に災害時要援護者支援マニュアルというのを出されております。このマニュアルと地域福祉計画との関係について、どのようになっているか、この2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（蔵口嘉寿男） 吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田淳子） ただいま内山議員からご質問いただきました件につきまして、お答えをさせていただきたいと思えます。

まず、地域福祉計画でございますけれども、目的につきましては、やはり竜王町の地域福祉をこれからどういうふうな形で進めていくのか、次のご質問にあります災害時も含めまして、竜王町の地域のあり方・指針を決めていきたいというふ

うに考えております。それにつきましては、社会福祉協議会の地域福祉活動計画とあわせて計画策定に取り組みたいというふうに考えております。

また、災害時要援護者のマニュアルにつきましては、災害が起こったときに1人も見逃さない、命を大切にという思いでつくらせていただいておりますが、竜王町では、議会の方で先の補正予算でお認めをいただいておりますが、「命のバトン事業」に取り組む予定をしております。それは、災害時だけではなく平常時から、お一人おひとりの命を大切にということで取り組みをする予定でございます。この1月の末には、地域の区長様をはじめ関係者の方に説明会をさせていただく予定をしております。

災害時だけにとどまらず、平常時からの地域福祉に力を入れるという意味では、地域福祉計画とあわせてまた、命のバトン事業にも取り組みたいというふうに思っております。以上、お答えとさせていただきます。

○議長（蔵口嘉寿男） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は総務産業建設常任委員会に審査を付託いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（蔵口嘉寿男） ご異議なしと認めます。よって日程第4 議第62号は総務産業建設常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 5 議第63号 平成23年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）  
補正予算（第2号）**

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第5 議第63号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は教育民生常任委員会に審査を付託いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（蔵口嘉寿男） ご異議なしと認めます。よって日程第5 議第63号は教育

民生常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 6 議第 6 4 号 平成 2 3 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）
補正予算（第 3 号）**

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第 6 議第 6 4 号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。3 番、若井敏子議員。

○3 番（若井敏子） 私は、先ほども人事院勧告にかかわって質問をしましたけれども、今回の補正予算の中で勧告に基づく給与の削減が補正の中に含まれている案件についてはすべて反対をするということで、まずその 1 つ目が議第 6 4 号、平成 2 3 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第 3 号）でありますので、それについての反対討論をいたします。

今回の勧告によって、50 歳代の職員を中心に 40 歳代以上の職員さんが賃下げの対象となり、手当などを含めると平均 8,235 円の賃下げとなっています。基本給の減額は、手当やボーナス・退職金にも影響しますから、役場に入って 30 年、定年までこのまちのために頑張ろうと考えている職員さんのモチベーションが低下するのではないかと危惧をしているところです。

今、日本経済は長期にわたって家計・内需が低迷し、国内総生産が 10 年前よりも縮小するという異常な事態に落ち込んでいます。その大本にあるのが世界でも例を見ない賃金切り下げの常態化です。国税庁の調査では、1998 年以降、民間給与の下落が続いています。この間の給与所得者数は横ばいなのに、給与総額が 28.6 兆円も減りました。28 兆円も内需が縮小したわけです。

その一方で、大企業は 244 兆円もの貯蓄つまり内部留保を貯め込んでおり、その過剰な貯蓄を社会に循環させる経済構造に転換し、内需の拡大を図ることが今求められていると思います。

町職員の皆さんの賃金引き下げは、内需拡大どころか民間労働者の賃下げ圧力につながって、際限なき賃下げの悪循環を生み、一層、消費・購買力の低下を招きます。今、内需拡大が求められているときに、さらに消費を冷え込ませ景気を悪化させる町職員の給与削減は、景気対策としても逆行するものです。

また、人事院勧告は、そもそも労働基本権が制約されていることの代償措置として公務員労働者の利益を擁護すべき制度であります。擁護すべき制度を公務員労働者の労働条件改悪に使うことは、制度の趣旨に反するものと思います。以上の理由により、補正予算には反対するものです。以上、反対討論とします。

○議長（蔵口嘉寿男） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第6 議第64号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（蔵口嘉寿男） 起立多数であります。よって、日程第6 議第64号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第 7 議第65号 平成23年度竜王町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第7 議第65号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第7 議第65号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（蔵口嘉寿男） 起立全員であります。よって、日程第7 議第65号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 8 議第66号 平成23年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第8 議第66号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は総務産業建設常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（蔵口嘉寿男） ご異議なしと認めます。よって日程第8 議第66号は総務産業建設常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 9 議第67号 平成23年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第9 議第67号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。これより採決を行います。日程第9 議第67号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（蔵口嘉寿男） 起立全員であります。よって、日程第9 議第67号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議第68号 平成23年度竜王町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第10 議第68号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。これより採決を行います。日程第10 議第68号を原案のとおり決すること

に賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（蔵口嘉寿男） 起立全員であります。よって、日程第10 議第68号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議第69号 平成23年度竜王町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第11 議第69号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。これより採決を行います。日程第11 議第69号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（蔵口嘉寿男） 起立多数であります。よって、日程第11 議第69号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議第70号 平成22年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第13 議第71号 平成22年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について

日程第14 議第72号 平成22年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）歳入歳出決算認定について

日程第15 議第73号 平成22年度竜王町老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第16 議第74号 平成22年度竜王町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第17 議第75号 平成22年度竜王町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第18 議第76号 平成22年度竜王町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

**日程第 19 議第 77号 平成 22 年度竜王町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
認定について**

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第 12 議第 70 号から日程第 19 議第 77 号までの 8 議案を一括議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。2 番、竹山兵司議員。

○2 番（竹山兵司） 議第 70 号、平成 22 年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定について伺います。

この中で、竜監第 49 号（平成 23 年 9 月 22 日）に、竜王町監査委員 吉田定男氏、竜王町監査委員 村田通男氏から竹山秀雄町長へ、平成 22 年度竜王町歳入歳出決算および竜王町土地開発基金等の運用状況の審査意見書が提出されています。その中の 4 ページ目の款別歳出決算状況（第 4 表）の中で、主な増減項目を見てみますと、総務費、歳出総額に占める割合は 12.3%、決算額は 6 億 5,549 万 9,000 円となり、約 2 億 6,800 万円、前年度より減ったということですが、この原因は、「定額給付金事業の終了によるものであります」との説明がなされていました。

申し上げるまでもなく、平成 21 年度に国から竜王町の全世帯に給付の定額給付金は、19 歳以上 64 歳以下の人たちお 1 人に 1 万 2,000 円、18 歳以下および 65 歳以上の人たちお 1 人に 2 万円が支払われました。しかるに、私も 2 万円を頂戴いたしております。

そこで、我がまちへは合計給付金額が約 2 億円国から支払われ、町民皆さんが受け取られたのは約 99%と聞き及んでいます。約 1%を金額で表しますと約 200 万円となりますが、この 1%の人たちに定額給付金が渡らなかったのではないかと思います。この約 200 万円はどのようにされたのか、お伺いします。以上、よろしく申し上げます。

○議長（蔵口嘉寿男） 松瀬総務課長。

○総務課長（松瀬徳之助） 竹山兵司議員の質問にお答えをいたします。

ただいまの定額給付金事業につきましては 21 年度ということで行われている事業でございます。ただいまの 2 億円余りの比較につきましては、21 年度決算との比較というようなことでございます。

ちなみに、国からの手当ての交付金の不用額（残）につきましては、国庫の方へ返還をいたしておりますので、申し添えます。以上、回答とさせていただきます。

○議長（蔵口嘉寿男） 2番、竹山兵司議員。

○2番（竹山兵司） ありがとうございます。質問を終わります。

○議長（蔵口嘉寿男） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、日程第12 議第70号は、6人の委員をもって構成する決算第1特別委員会を設置して、これに審査を付託し、また日程第13 議第71号から日程第19 議第77号までの7議案は、6人の委員をもって構成する決算第2特別委員会を設置して、これに審査を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（蔵口嘉寿男） ご異議なしと認めます。よって、日程第12 議第70号は、6人の委員をもって構成する決算第1特別委員会を設置して、これに審査を付託し、また日程第13 議第71号から日程第19 議第77号までの7議案は、6人の委員をもって構成する決算第2特別委員会を設置して、これに審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算第1特別委員会および決算第2特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により議長より指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（蔵口嘉寿男） ご異議なしと認めます。それでは、指名いたします。

決算第1特別委員会委員に、3番 若井敏子議員、5番 山田義明議員、7番 貴多正幸議員、9番 松浦博議員、11番 菱田三男議員、12番 蔵口嘉寿男を指名いたします。

次に、決算第2特別委員会委員に、1番 小森重剛議員、2番 竹山兵司議員、4番 岡山富男議員、6番 内山英作議員、8番 古株克彦議員、10番 西村公作議員を指名いたします。

この際、午後2時5分まで暫時休憩いたしますので、決算第1特別委員会委員の方は第1委員会室へ、決算第2特別委員会委員の方は第2委員会室へ集合願います。

この間に、正副委員長の互選をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午後1時55分

再開 午後2時05分

○議長（蔵口嘉寿男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議第62号、平成23年度竜王町一般会計補正予算（第6号）に対しての若井敏子議員の質問に答弁することの発言を松瀬総務課長より求められておりますので、発言を許可いたします。松瀬総務課長。

○総務課長（松瀬徳之助） お許しをいただきましたので、先ほど若井敏子議員から議第62号に関わりましてご質問いただきました内容につきまして、回答を申し上げます。

人事院勧告の給与の改定に伴いましての職員組合との交渉の日付と時間ということをございました。3回ということで、11月11日に1時間、11月16日に2時間、11月18日に1時間という形で交渉を持たせていただきましたので、回答とさせていただきます。

○議長（蔵口嘉寿男） 決算第1特別委員会および決算第2特別委員会の正副委員長の互選をしていただきましたので、この際申し上げます。

決算第1特別委員会委員長に若井敏子議員、同副委員長に山田義明議員、決算第2特別委員会委員長に小森重剛議員、同副委員長に竹山兵司議員が、それぞれ選任されました。よろしく願いいたします。

なお、両委員会とも会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議第78号 町道路線の変更について

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第20 議第78号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第20 議第78号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（蔵口嘉寿男） 起立全員であります。よって、日程第20 議第78号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 請第2号 障害者総合福祉法（仮称）の制定を求める国への意見書の提出を求める請願書

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第21 請第2号を議題といたします。

本日までに受理した請願は、お手元に配りました「請願書の写し」のとおりで、教育民生常任委員会に審査を付託いたしましたのでご報告します。なお、教育民生常任委員会は会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後2時08分